

説明要旨：「令和2年度保育所及び幼保連携型認定こども園一般検査結果概要について」

1 指摘状況について

令和2年度は、13法人、343施設について検査を実施しました。指摘件数は311件で、前年度より減少（令和元年度指摘件数：910件）しましたが、これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実地方式による検査施設数が当初より減少したことが要因であると考えられます。

2 主な指摘概要について

(1) 施設処遇関係

- ・ 教育又は保育の実施状況に関する自己評価の未公表

自己評価を公表していない事例が見受けられました。

各施設におかれましては、まず各保育士（保育教諭）が自らの教育や保育実践を振り返り自己評価を実施し、それを踏まえたうえで、施設としての自己評価を行い、公表するよう努めることとなっております。（幼保連携型認定こども園は自己評価の公表が義務化されております。）

自己評価の公表により、その内容が保護者や地域住民にも伝わります。広く意見を聞くことで、教育や保育の内容改善を進めていくことができ、結果として施設のサービスの質の向上につながりますので、自己評価の作成及び公表にぜひ取り組んでいただきますようお願いいたします。

- ・ 園児の健康診断の実施状況

定期健康診断を診断日に実施できなかった園児について、後日健康診断を実施していない事例が見受けられました。

定期健康診断を受診できなかった園児については、次回の定期健康診断に実施すればいい、ということではなく、次回の定期健康診断の前に速やかに対応していただきますようお願いいたします。

(2) 管理運営及び会計関係

- ・ 管理規程や経理規程の記載内容と実態との相違

管理規程（園則）に規定されている開所時間や利用定員が実態と異なっていたほか、経理規程が現行社会福祉法人会計基準に準拠していない事例が見受けられました。

管理規程（園則）は、施設の目的や運営方針、職員の職種・員数・職務内容、開所時間、利用定員をはじめとして、緊急時の対応、非常災害対策、虐待防止のための措置といった施設の運営に関する重要事項を規定しているものですが、定員を変更したとき、これまで採用していない職種の職員を採用した場合等には、必要に応じて改正手続きをしていただきますようお願いいたします。

また、経理規程は、法人の経理の基準を定め、適正な経理事務を行うことで、施設の収支の状況、経営成績及び財政状態を適正に把握することを目的に制定するものです。

つきましては、法人の経理規程が社会福祉法人会計基準に沿った内容になっているか確認のうえ、必要に応じて改正手続きを行うとともに、改正後はその内容に沿った経理事務を進めていただきますようお願いいたします。

- ・ 給与規程と実態の相違

職員に支給している各種手当が給与規程の記載内容と異なっている事例が見受けられました。

具体例としては、給与規程に規定されていない手当を支給していたケースや給与規程に規定している額と実際に支給していた額が異なっているケースがありました。

施設の長期的・安定的な運営には適切な労務管理が不可欠であり、その一つとして給与規程の整備が該当します。

施設運営を支える職員への給料や各種手当等の支給が、適切な規程に基づき実際に支給されているか、職員定着の観点からも、改めてご確認いただきますようお願いいたします。

- ・ 苦情解決処理の対応

第三者委員の連絡先を表示していない事例が見受けられました。

福祉サービスに対する苦情は本来、当事者である利用者（園児 or 保護者）と事業者（施設）とで解決すべきことですが、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業者には第三者委員を設置するよう規定されております。

苦情申し出は施設ごとに設置している「苦情受付担当者」が窓口となりますが、利用者の中には、施設側に申し出にくい方もいらっしゃいます。そのような方のために、直接第三者委員に苦情を申し出る機会を確保することが重要であり、第三者委員の氏名だけでなく、連絡先も公表していただきますようよろしくお願いいたします。

以上が令和2年度の主な指摘事項ですが、各施設においては、以下の点にご留意願います。

- ・ **他施設に発生した問題を「我がこと」として受け止め、一層のサービス向上に取り組んでいきましょう**

令和2年度の一般検査における主な指摘事項の内容をみて、「うちはこのような問題は発生することはないから関係ない」「自分はその問題は担当外だから関係ない」とはせず、「問題はどの施設でも起こりうる」の認識にたち、施設内の再点検をお願いします。

- ・ **関係職員全員による定期的な自主点検を行い、問題が見つかった場合は自ら改善していきましょう**

県は、一般検査の実施にあたり、事前提出資料と自主点検調書の作成を求めています。

しかしながら、自主点検は一般検査の実施前のみに行っているだけでは十分とはいえません。

各施設の皆さんが定期的に自主点検調書に記載されている内容を関係職員全員で確認していただき、万一、自主点検調書の点検事項がクリアできていない項目があった場合は、速やかに自ら改善に向けて動いていただきますようよろしくお願いいたします。